

石神井庁舎跡敷地活用検討会議の設置について

令和 6 年 7 月 1 日 区長決定

1 設置目的

石神井庁舎跡施設・跡敷地活用に関する基本方針（令和 6 年 3 月 21 日 5 練企企第 458 号）に基づき、石神井庁舎跡敷地の具体的な活用策を検討するため、石神井庁舎跡敷地活用検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

2 役割

検討会議は、つぎに掲げる事項について検討し、区長に報告する。

- (1) 石神井庁舎跡敷地に求められる機能、整備すべき施設
- (2) 石神井庁舎跡敷地に整備する施設の整備・運営の考え方
- (3) 石神井庁舎跡敷地の整備にあたっての配慮事項
- (4) その他区長が必要と認める事項

3 組織

検討会議の委員は、つぎに掲げる者をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地元団体が推薦する者
- (3) 公募する区民

4 任期

委員の任期は、委員の委嘱をした日から区長に報告書を提出する日までとする。

5 会長および副会長

検討会議に会長および副会長をおき、委員の互選により選出する。

会長は、検討会議を主宰し、検討会議を代表する。

副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 会議

検討会議は、原則公開で行うものとする。

検討会議の会議録は、原則公開とする。

7 幹事および事務局

検討会議に幹事を置く。幹事には、関係部長を充てる。

事務局は、企画部企画課に置く。